

「石川県アルコール健康障害対策推進計画（第2次）」（案）に対する
ご意見募集の結果について

1. 募集期間 令和6年9月24日（火）～令和6年10月24日（木）
2. 寄せられたご意見 1者 6件

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
第1章 計画策定の趣旨等		
1	<p>P1</p> <p>広く県民の理解や協力を得て「アルコール健康障害対策推進計画」を実行していくために、国内の動向だけでなく、WHOなどの世界的な状況・動向も加筆して、グローバルな視点からの本計画の位置づけがわかるように言及することが望ましいのではないのでしょうか。</p>	<p>本計画は、アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づき本県の状況に応じたアルコール健康障害対策の推進を図るため策定するものであり、本県及び国内における動向を踏まえて記載しております。</p>
第2章 石川県のアルコール健康障害をめぐる現状		
2	<p>P4</p> <p>「1 飲酒の状況」－「(3) 20歳未満の者の飲酒」</p> <p>出典：石川県「県民健康・栄養調査」 「※20歳未満の者のうち週1～2日以上飲酒する者の割合を計上」とありますが、この調査では、飲酒の頻度について、「月に1～3回」も選択肢に含めています。</p> <p>「厚生労働科学研究補助金「未成年者の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」では、「※調査前30日間に1回でも飲酒した者の割合」となっており、正確な比較にはなっていません。このままでは、意図的に低い数字を示してごまかしたようにも受け取られかねません。</p> <p>「石川県アルコール健康障害対策推進計画」の趣旨（1章）からも、実態をできるだけ正確に把握し全国と比較対照しつつ、対策を講じるためには、「月に1～3回」も含めて集計・図示し、解説すべきです。もし以前の調査でこのカテゴリーがなかったのであれば、それを調査した年のみでも、「月に1～3回以上」の数字を併記して表示すべきです。</p>	<p>注釈の記載について誤りがありましたので、下記のとおり修正します。</p> <p>※20歳未満の者のうち月に1～3日以上飲酒する者の割合を計上</p>

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
第6章 具体的な取組		
3	<p>(1) 教育の振興、普及啓発等次の【 】内を補足してください。</p> <p>P14 <現状と課題> 「(20歳未満) ○児童、生徒に対する飲酒【やメンタルヘルス】に関する学習については、学習指導要領に基づき小学校の教科「体育」や中学校の教科「保健体育」、高等学校の科目「保健」等において行われています。」</p> <p>P15 <具体的取組> 「<具体的取組> (20歳未満) ○児童・生徒に対しては、保健教育等を通じてアルコールが心身の健康や社会に及ぼす影響及び20歳未満の者の飲酒が不適切であることを正しく理解【し、メンタルヘルスや悩み事等への適切な対処を実践】できる教育を推進します。</p> <p>(理由・説明) 2021～2023年度に、それぞれ小中高校の新学習指導要領が実施され、「心の健康や精神疾患」に関する内容が充実されています。飲酒や薬物に依存するリスクをへらすためには、ストレスへの適切な対処を学校教育で習得することが大切であり、学習指導要領改訂を踏まえて付記が必要です。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p><現状と課題> (20歳未満) ○児童、生徒に対する飲酒やメンタルヘルスに関する学習については、学習指導要領に基づき小学校の教科「体育」や中学校の教科「保健体育」、高等学校の科目「保健」等において行われています。</p> <p><具体的取組> (20歳未満) ○児童・生徒に対しては、保健教育等を通じてアルコールが心身の健康や社会に及ぼす影響及び20歳未満の者の飲酒が不適切であることを正しく理解し、メンタルヘルスや悩み事等への適切な対処を実践できる教育を推進します。</p>
4	<p>次の【 】内を補足し、重複している部分を削除してください。</p> <p>P15 <具体的取組> 「(妊産婦) ○妊娠中【や母乳による授乳期間中】の飲酒による妊婦や子供への影響による妊婦や子どもへの影響などについて、市町や医療機関と連携し、プレコンセプションケアの取組等を通じ、正しい知識の啓発を図ります。」</p> <p>(理由・説明) 母乳による授乳中の、乳児への悪影響についても明記し、子どもの健康管理を図るべきです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p><具体的取組> (妊産婦) ○妊娠中や母乳による授乳期間中の飲酒による妊婦や子どもへの影響等について、市町や医療機関と連携し、プレコンセプションケアの取組等を通じ、正しい知識の啓発を図ります。</p>

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
5	<p>次の【 】内を補足し、重複している部分を削除してください。</p> <p>P15 <具体的取組> 「○道路交通法で定められている安全運転管理者講習や職場【・自動車教習所】における交通安全講習等において、飲酒が運転等に与える影響について理解を深める交通安全教育を推進します。」</p> <p>(理由・説明) 自動車教習所においても、警察等の指導助言をふまえ、飲酒運転について教育がなされており、その充実を図るべきなので、明記すべきです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p><具体的取組> ○道路交通法で定められている安全運転管理者講習や職場における交通安全講習、自動車教習所における運転教育等において、飲酒が運転等に与える影響について理解を深める交通安全教育を推進します。</p>
6	<p>P16 「(2) 不適切な飲酒の誘引の防止」 次の施策内容を追加すべきです。</p> <p>「<現状と課題> ○長時間労働がアルコール乱用の原因になっています。長時間労働の解消への取り組みは進みつつありますが、解消には至っていません。」</p> <p><取組の方向性> 長時間労働の解消、ワークライフバランスの確保について、啓発・指導を進め、だれもが労働時間は時間外労働を含め週 48 時間を超えないような体制を整備します。</p> <p><具体的取組> 石川労働局や社会保険労務士会、経営者団体・労働組合などと連携し、長時間労働の解消、ワークライフバランスの確保をについて、啓発・助言・指導を進めます。」</p> <p>(理由・説明) 長時間労働がアルコール乱用の原因になることは、すでに研究で明らかになっており、アルコール健康障害に陥らないためには、不適切な飲酒の誘因とならないよう、労働面へのアプローチも重要です。「欧州労働時間策定連合(EUWT)は、労働者の健康と安全性を確保するために、労働時間は時間外労働を含め週 48 時間を超えないのが望ましいとしている。」との指摘もあります。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記の内容について追加します。</p> <p>(2) 不適切な飲酒の誘引の防止 <現状と課題> ○職場におけるストレスや長時間労働、過重労働により不適切な飲酒につながる可能性があります。</p> <p><取組の方向性> ○ストレス要因の軽減やストレスへの適切な対応方法、長時間労働の抑制等の普及・啓発を行い、職場における心の健康づくりを推進します。</p> <p><具体的取組> ○石川労働局や石川産業保健総合支援センター等と連携し、職場におけるストレスへの適切な対応方法や長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止対策等の取組を推進します。</p>